

太平洋広域漁業調整委員会指示第●号に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和●年●月●日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第●号(以下「委員会指示」という。)に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 届出の方法

委員会指示の2に定める届出は、水産庁ホームページ「クロマグロ遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html)に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも報告出来ない場合は、代替の方法も可とする。



(1) 届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、届出用の電子フォームに入力する。

(2) 電子メールによる送信

届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、電子ファイルをメールアドレス `jfa_bluefin_rec★maff.go.jp` 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

2. 届出に関する留意事項

(1) 委員会指示の2に定める届出は、参考資料に記載する海域ごとに、その海域に設置された広域漁業調整委員会に提出すること。

(2) 委員会指示の2(2)又は(3)の届出を行うに当たっては、使用しようとする船舶ごとに届け出ること。

(3) 委員会指示の2(2)エ及び(3)エに定める入出港しようとする場所は、都道府県名及び漁港又は港湾の名称等を記載すること。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、委員会の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、委員会の事務局(水産庁)から問い合わせることがある。

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 152 条第2項で定める
広域漁業調整委員会の海域の区分

太平洋	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域 一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分引いた線 二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線 三 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点(次号において「A点」という。)に至る直線 六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分四十四秒の点(次号において「B点」という。)に至る直線 七 B点から百八十度に引いた線
日本海・九州西	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域
瀬戸内海	次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線



くろまぐろ遊漁届出書（遊漁者用）

年 月 日

下記 1 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

下記により、くろまぐろ（大型魚）を採捕しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第〇〇号、日本海・九州西海域にあっては第〇〇号又は瀬戸内海にあっては第〇〇号）2（1）の規定に基づき、届出します。

記

1 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋海域

日本海・九州西海域

瀬戸内海海域

※ 採捕を予定していない海域は、削除すること。

2 使用する予定の船舶の情報及び入出港しようとする場所（任意）

	遊漁船を使用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を運航する予定の場合		入出港しようとする場所	
使用する 予定の 船舶	遊漁船の 登録都道 府県	遊漁船 登録番号	遊漁船の 名称	船舶番号 又は船舶 検査済票 の番号	船名	都道府県 名	漁港又は 港湾の名 称等
遊漁船／ 遊漁船以外 の船舶							
遊漁船／ 遊漁船以外 の船舶							

※ 使用する予定の船舶欄については、使用しない船舶の記載を削除のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、追加すること。

3 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書（遊漁船業者用）

年 月 日

下記1に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

電子メールアドレス

下記により、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第〇〇号、日本海・九州西海域にあっては第〇〇号又は瀬戸内海にあっては第〇〇号）2（2）の規定に基づき、届出します。

記

1 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋海域

日本海・九州西海域

瀬戸内海海域

※ 採捕を予定していない海域は、削除すること。

2 船名

3 遊漁船登録番号

4 入出港しようとする場所

都道府県名	漁港又は港湾の名称等

※ 上記では行が足りない場合は、追加すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書
(遊漁船以外の船舶を運航する者であって遊漁者を漁場に案内しようとする者用)

年 月 日

下記1に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
電子メールアドレス

下記により、くろまぐろ(大型魚)を採捕させることを目的として下記の船舶を運航し遊漁者を漁場に案内しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第〇〇号、日本海・九州西海域にあっては第〇〇号又は瀬戸内海にあっては第〇〇号)2(3)の規定に基づき、届出します。

記

1 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋海域

日本海・九州西海域

瀬戸内海海域

※ 採捕を予定していない海域は、削除すること。

2 船名

3 船舶番号又は船舶検査済票の番号

4 入出港しようとする場所

都道府県名	漁港又は港湾の名称等

※ 上記では行が足りない場合は、追加すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されることがあることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書

(遊漁船以外の船舶を運航する者であって自ら漁場に赴こうとする者用)

年 月 日

下記1に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電子メールアドレス

下記により、下記の船舶を運航し自ら漁場に赴き、くろまぐろ(大型魚)を採捕しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあつては第〇〇号、日本海・九州西海域にあつては第〇〇号又は瀬戸内海にあつては第〇〇号)2(3)の規定に基づき、届出します。

記

1 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋海域

日本海・九州西海域

瀬戸内海海域

※ 採捕を予定していない海域は、削除すること。

2 船名

3 船舶番号又は船舶検査済票の番号

4 入出港しようとする場所

都道府県名	漁港又は港湾の名称等

※ 上記では行が足りない場合は、追加すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されることがあることに同意します。

くろまぐろ遊漁変更届出書

年 月 日

下記1に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
届出番号

年 月 日付けで届け出たくろまぐろ遊漁届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第〇〇号、日本海・九州西海域にあっては第〇〇号又は瀬戸内海にあっては第〇〇号）2（4）届出します。

記

- 1 くろまぐろの採捕を予定している海域
太平洋海域
日本海・九州西海域
瀬戸内海海域

※ 採捕を予定していない海域は、削除すること。

- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 3 変更しようとする理由